

令和4年6月2日

農林水産大臣 金子 原二郎 様

埼玉県知事 大野 元裕

「農業経営収入保険制度に係る支払率や加入要件等の見直し」等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、原油や物価の高騰により多くの農林漁業者が厳しい環境に置かれている中、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響で世界規模での不確実性が高まり、原油や穀物等の国際価格が高い水準で推移するなど、明るい展望を見出すことが困難な状況にあります。

こうした中、昨年150周年を迎えた本県では、これからの150年に向けて、新たな総合計画である5か年計画をスタートさせ、「安心・安全の追究」、「誰もが輝く社会」及び「持続可能な成長」の3つの将来像の実現に向けた取組を進めているところです。

特に、「持続可能な成長」の実現のためには、農業の生産基盤の強化や収益力のある農業の確立、林業の生産性向上などは欠かすことができません。

国におかれましては、本県が取り組む各種施策の推進に御理解、御協力をいただきますとともに、下記の要望事項について、御高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 農業経営収入保険制度に係る支払率や加入要件等の見直しについて

(1) 現状・課題等

収入保険の支払は最大で減収額の90%であるが、支払率が90%であるため、実質は81%となっている。収入保険の加入者を増やすためにも、支

払率を見直す必要がある。

また、収入保険は令和4年までの特例措置として、野菜価格安定制度と同時利用することが認められているが、将来にわたり、希望する制度への加入が容易にできるよう特例措置の延長等を行う必要がある。

さらに、収入保険の保険期間は、個人が暦年で法人が会計年度となっているため、個人から法人への移行にあたり、保険の対象とならない期間が生じないように見直す必要がある。

(2) 要望事項

- ・ 保険金等の支払について、農業共済などのセーフティネット施策と同様に減収額の90%となるよう支払率を見直すこと。
- ・ 令和4年まで特例的に認められている収入保険と野菜価格安定制度との同時利用を延長するとともに、農業者が希望する制度に容易に加入できるよう、セーフティネット施策の在り方を検討すること。
- ・ 個人が法人に移行する際、保険期間が異なることから生じる空白期間についても、保険の対象となるよう見直すこと。

2 令和4年産の米価の安定に向けた米政策の強化について

(1) 現状・課題等

コロナ等の影響により米の需要は大幅に減少し、全国的に民間在庫が過剰となり米価下落につながっている。米価の安定のためには、全国的な民間在庫の削減が必要であり、県のみでの対策では効果が限定的である。このため、国において更なる米価下落対策を行う必要がある。

また、主食用米から需要のある作物へ作付転換するためには、主食用米と同等な収入を得られることが重要である。さらに、農家が安心して次期作に取り組むためには、制度の継続性も重要である。

(2) 要望事項

- ・ 厳しい需要減少に伴う過剰な民間在庫を削減し、米価の回復につながる対策を強化すること。
- ・ 水田活用の直接支払交付金をはじめとした、作付転換を実現するための予算を継続的かつ十分に確保すること。

3 森林整備法人への支援の充実・強化について

(1) 現状・課題等

公益社団法人埼玉県農林公社は、公的な森林整備の担い手として、森林所有者による整備が進み難い森林において、伐採時の収益を土地所有者と一定の割合で分け合う「分収林事業」により森林整備を行っている。

しかしながら、分収林の伐採が始まるのは令和 16 年度からの見込みであり、その間の手入りに係る事業資金の大部分を（株）日本政策金融公庫と県からの借入金で賄わざるを得ないことから、有利子債務の圧縮、利息の軽減が急務である。

国や県では、これまでも森林整備法人に対し、補助事業、金融措置、地方財源措置を講じてきたが、抜本的な対策には更なる措置を講ずる必要がある。

(2) 要望事項

- ・ 森林整備事業及び管理経費に係る財政支援について、補助率の引き上げや公社分の別枠予算の確保、対象経費の拡充など充実・強化を図ること。
- ・ （株）日本政策金融公庫資金の金融措置について、償還利子の軽減、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

4 水田以外での飼料作物の生産支援について

(1) 現状・課題等

現在、飼料価格高騰により生産コストが大幅に増加しており、畜産農家の経営安定を図る上では、自給飼料の生産を拡大する重要性が一層高まっている。

現状では本県の飼料作物の作付面積は 2,460ha であり、このうち、「水田活用の直接支払交付金」の活用が可能な田での作付面積は 1,590ha であるが、畑での作付面積は 870ha に留まっている。

今後、自給飼料の生産を拡大し、輸入飼料の代替を図る上では、子実用トウモロコシなど畑での栽培に適した作物を含めた生産拡大が必要と考えられる。

(2) 要望事項

- ・ 水田のみならず畑での栽培も含めて飼料作物の生産拡大が図られるよう支援策を講じること。

5 宅地造成及び特定盛土等規制法における規制区域の指定範囲について

(1) 現状・課題等

令和4年5月20日に成立した法律では、宅地造成等工事規制区域の指定範囲について、市街地等区域において指定できると定められている。

こうした宅地造成等工事規制区域や、更には特定盛土等規制区域で指定できる範囲を外れた場所においても、公共公益施設の利用者などがおり、安全を確保する必要がある。

(2) 要望事項

- ・ 今後公表される政省令や運用指針等で、規制区域の指定可能な範囲について、地域の実情に応じた柔軟な指定ができるようにするとともに、明確化すること。